

公 示

次のとおり、公募します。

令和7年2月3日

支出負担行為担当官
宮城労働局総務部長 菊地 政幸

1 公募の内容

「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日制定(平成27年8月31日改正))(以下「指針」という。)に基づく事業で、次の2に掲げる事業を行う医療機関等。

2 事業の内容

- (1)平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業(電離放射線障害防止規則第59条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業(平成23年厚生労働省告示第402号)で定める緊急作業をいう)に従事していた者に対して行う、指針に基づくがん検診等の実施。
- (2)指定緊急作業等の期間中に通常の放射線業務の被ばく上限を超える線量を被ばくした労働者については、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、緊急作業従事者が離職した後を含め、それらに対する検査等、適切な長期的管理を実施する必要があることから、指針の定めるところにより、定期的かつ継続的にがん検診等を行うもの。

3 事業の実施期間

令和7年4月1日(予定)から令和8年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと(応募時において直近2年間(④については2保険年度)の滞納がないこと。)
 - ①厚生年金保険又は国民年金
 - ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険
 - ④労働保険

5 国が指定する検査

国が指定する検査は、指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第5の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査(労働安全衛生規則第44条に定める項目の検査。以下「一般健康診断相当の検査」という。)とする。

なお、細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査(以下「白内障に関する眼の検査」という。)を行う場合には、併せて眼の水晶体の写真撮影を実施するとともに、一連の検査として視力検査及び眼圧検査を実施しこれらを含めた評価を行う。また、一般健康診断相当の検査を実施する場合には、併せて白血球数及び白血球数百分率の検査を実施する。

国が指定する検査には、上記の眼の水晶体の写真撮影、視力検査及び眼圧検査等が含まれるものとする。

6 事業を全て実施できる要件

県内に所在する医療機関で以下の選定基準等を満たしていること。なお、健康診断を専門とする医療機関等が白内障に関する眼の検査を実施する近隣の医療機関と契約を結び下記の要件を満たすことは差し支えない。

- (1) 国が指定する検査に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその検査を実施できること。なお、電離放射線障害予防規則に基づく健康診断を実施している等、放射線に関する診断等に知識を有する医師が望ましいこと。また、白内障に関する眼の検査に関しては、日常的に眼科領域の診療等に従事している医師が行うことが望ましいこと。
- (2) 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 細隙灯顕微鏡や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されており、また、(公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等精度管理に努めていること。
- (4) 胸部CTにおいては、検査による被ばく量を考慮し、低線量CTを実施できる医療機関であることが望ましいこと。

なお、別途、宮城労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため当該医療機関を訪問することがあること。

7 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和7年3月3日(月) 17時まで
※なお、受付時間は、開庁日の9時～12時、13時～17時とする。
- (2) 意思表示先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階
宮城労働局総務部総務課 会計第2係(担当:今)
- (3) 意思表示方法 ① 上記意思表示先へ『「令和7年度特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る健康診断」に係る医療機関指定の意思表示について』及び「保険料納付に係る申立書」(別紙2)を提出し

選定基準等の確認を受ける。

- ② 意思表示に当たっては文書を持参又は郵送することとし、郵送する場合は書留とすること。電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 意思表示様式 様式(例)は別紙1参照のこと。

8 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、宮城労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結が出来ない。

なお、契約書の他に「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び役員名簿等を併せて提出すること。(別紙3参照)

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該がん検診等を実施した月の翌月の15日までに指定の様式でがん検診等に要した費用請求を行い、宮城労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については別途定めること。

9 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、宮城労働局の承認を受けるものとする。

10 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
①提出された書類は返却しない。
②提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
③作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (4) 公募関係等の会計書類(契約書除く。)への押印は、令和3年1月1日より不要の取り扱いとしているが、その場合において、担当者等から提出された書類については、事業者としての決定であることとし、提出された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合には、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

【本件担当連絡先】

所在地：〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎

担 当：宮城労働局労働基準部健康安全課（担当：遠藤、塩沼）
電 話： 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 3 9

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮城労働局総務部長 菊地 政幸 殿

所在地
名 称
代表者名

「令和 7 年度特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る健康診断」に係る医療機関指定の意思表示について

当〇〇〇〇〇〇〇〇は、貴局が公募する標記の実施事業に応募したいので、その旨を表示します。

なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しません。
- 3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「国が指定する検査を全て実施できる要件」を満たすことを証明できる書面等（例示：医師免許証の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付。

(担当者)
氏 名
T E L
M a i l

保険料納付に係る申立書

当社（法人）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて指名停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

支出負担行為担当官

宮城労働局総務部長 菊地 政幸 殿

誓 約 書

支出負担行為担当官

宮城労働局総務部長 菊地 政幸 殿

私

当社（法人）

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる役員名簿等を添付すること。